**高齢者虐待防止指針**

株式会社ハートクリエイト

多機能ホーム　ハートぽっぽ　平和公園

（はじめに）

第1条 高齢者虐待防止対策に関する基本的な考え方

養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待が行われないよう高齢者虐待防止指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備し、高齢者への虐待を防ぐ対策を実施する。

（虐待防止検討委員会）

第2条 虐待防止検討委員会の基本方針

施設内のみならず自宅等においても高齢者虐待を防止するために、虐待防止検討委員会を設置する。

1. 虐待防止検討委員会は、各部署から１名以上選出し構成する。

虐待防止検討委員会のメンバーは次のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 職 種 | 役 割 |
| 代表者 | 施設全体の管理 |
| 管理者 | 事業所の管理・関係省庁との連携、報告等 |
| 看護職員 | 身体的な観察により虐待の兆候の確認等 |
| 介護職員 | 介護現場における高齢者虐待の対策案実施・観察等 |
| 介護支援専門員 | 利用者と家族との連絡相談窓口 |
|  |  |

 （2）虐待防止検討委員会の開催

委員会は毎月定期的に開催する。また、高齢者虐待の疑いを確認した場合は、必要に応じて随時開催する。委員会の活動内容は次のとおりとする。

・施設内の具体的な高齢者虐待防止対策を策定する。

・施設の指針・マニュアル等を作成する。

・職員への研修等を企画・立案する。

・利用者の身体的、健康的状態を把握する。

・高齢者虐待が疑われる状況時には、速やかなる報告を徹底する。

（職員研修）

第３条 職員研修に関する基本方針

高齢者虐待防止対策の基本的な考え方及び具体的対策について、全職員を対象として周知徹底を図ることを目的に実施する。

研修の内容は、高齢者虐待防止対策の基礎的内容等の確認、指針に基づいた報告、相談等を行うものとする。

研修の種類と内容は次のとおりとする。

・定期的な研修（年1回以上）及び新規採用時の高齢者虐待防止対策の基礎知識研修

・必要に応じて随時開催する研修や対応の周知及び外部研修会等への参加

（平常時の対応）

第４条 高齢者虐待防止対策マニュアル・支援マニュアルに関する基本方針

施設の高齢者虐待防止対策マニュアル・支援マニュアルに沿って、高齢者虐待防止対策に努める。

各マニュアルは各部署共通のものとして整備し、職員に周知徹底し必要に応じて見直すものとする。

（高齢者虐待確認時の対応）

第５条 高齢者虐待確認時の対応に関する基本方針

高齢者虐待を確認した時は、速やかに市町村に通報するとともに、委員会が中心となり、発生の原因の究明、改善策の立案、対策を実施する。その内容及び対策について、虐待防止検討委員会及び全職員に周知する。

（閲覧）

第６章 利用者及びその家族に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、利用者及び利用者家族等の求めに応じていつでも閲覧できるとともに、ホ

ームページ等に公表し、だれでも閲覧できるようにする。

（その他）

第７条 その他高齢者虐待防止対策推進のために必要な事項

高齢者虐待防止対策マニュアル・支援マニュアルは、最新の知見に対応するよう定期的な見直し・改定を行う。

（附則）

本指針は、令和3年4月1日より施行する。